

職 発 0313 第 1 号
平成 23 年 3 月 13 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例について

今般、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 23 年政令第 18 号）が、本日公布されたことから、下記のとおり、雇用保険の特例の実施に遺漏のないよう特段のご配慮をお願いする。

記

1 激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例について

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害が激甚災害に指定され、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「法」という。）第 25 条による雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例が適用される。具体的には、政令で定める地域にある適用事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し又は廃止したことにより休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、実際に離職していなくとも失業しているものとして失業の認定を行い、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施すること。

2 政令で定める地域

政令で定める地域は、全国の区域とする。ただし、今般の平成二十三年東北地方太平洋沖地震（長野県北部の地震など、東北地方太平洋沖地震に係る一連の地震を含む）による災害を受けた適用事業所に雇用される労働者が対象となるものである。

3 特例の期限

法第 25 条で定める特例の期限は、平成 24 年 3 月 10 日であること。

4 その他

平成 23 年 3 月 12 日職発 0312 第 3 号「東北地方太平洋沖地震に係る当面の緊急雇用対策の実施について」により通知した、被災者である受給資格者に係る失業給付については、原則として、受給者の住居地を管轄する公共職業安定所以外の安定所においても受給できることとする特例は、激甚災害の指定地域においても、当然に適用されるので念のため申し添える。その他、昭和 39 年 7 月 11 日職発第 535 号「激甚災害時における失業保険金の支給の特例措置について」により、この取扱いを実施すること。

職保発 0318 第 4 号
職派需発 0318 第 1 号
平成 23 年 3 月 18 日

各都道府県労働局
職業安定部長 殿
東京、愛知及び大阪労働局
需給調整事業部長 殿

厚生労働省
職業安定局
雇用保険課長
職業安定局派遣・有期労働対策部
需給調整事業課長

激甚災害時における特例措置に係る事業所の取扱いについて

平成 23 年東北地方太平洋沖地震が激甚災害に指定されたことに伴い、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例について、平成 23 年 3 月 13 日職発 0313 第 1 号「激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例等について」が発出されたところであるが、その事務取扱に当たり、事業所と就業場所が離れている場合の取扱いについては、下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1 激甚災害法に係る特例措置の考え方

激甚災害法に係る特例措置については、「激甚災害を受けた政令で定める地域にある」適用事業に雇用されている労働者とされている。

政令で定める地域は、全国の区域とされているが、具体的には、今般の平成二十三年東北地方太平洋沖地震（長野県北部の地震など、東北地方太平洋沖地震に係る一連の地震を含む）による災害により直接の被害を受けた事業所に雇用される労働者が対象となるものである。

ここで、事業所とは、労働者が就業している場所を含むと解釈されることから、建設現場や、請負現場など実際の就業場所の施設、建物等が被害を受けた場合も、直接の被害を受けたと判断できるものである。

2 労働者派遣事業についての特例措置の考え方

労働者派遣事業の場合、派遣元の事業所が直接の被害を受けたことによって休廃止

(一部休廃止を含む。以下同じ。)した場合に、当然に、激甚災害法の雇用保険の特例措置の対象となるものであるが、派遣先の事業所は派遣労働者が就業している場所であることから、派遣先が直接的な被害を受け、労働者派遣事業としてやむを得ず休廃止した場合には、直接の被害を受けたものとして、激甚災害法に係る雇用保険の特例措置の対象となるものである。

なお、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第137号)に基づき、派遣元事業主は、派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図る必要があることに留意すること。

3 その他

事業主や労働者等に対する本特例措置に関する説明に当たっては、本特例措置を利用した場合には、本特例措置を利用した以前の雇用保険の被保険者であった期間は被保険者期間に通算されないこととなるなど留意すべきことがあることについて、併せて説明する必要があること。

東北関東大震災の雇用保険の適用について

厚生労働省の「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の被害状況及び対応について（第 18 報）」の＜雇用対策関係＞によると、震災による一時的な離職に対しても雇用保険が適用とされる場合もあることがわかりました。

（原文）

「今回の地震により事業の継続が困難となった**災害救助法指定地域の事業所**から、一時的に離職せざるを得ない方の生活を保障するため、事業再開後再就職が予定されている方であっても、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施。」

この「**災害救助法指定地域の事業所**」は派遣元事業主はもちろん、派遣先の事業所であっても派遣元事業主がどこにも派遣できない場合は「一時的な離職」とされ雇用保険が適用される可能性があります。

なお、適用条件等については、個別判断となりますので、詳細については最寄の職業安定所にご確認下さい。

なお、今回は「特例的に住所地以外のハローワークでも受給できる」ことも申し添えます。

【参考】

・平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について（第 9 報）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j2y.html>

PDF ファイルで該当地域が閲覧可能